

社会福祉法人いなほの郷福祉会

訪問介護ステーションスマイルケアいなほ

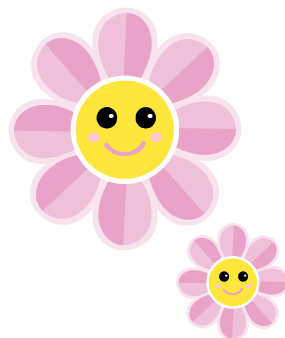
◎介護保険サービス

『身体介護』

- ・ 入浴時の介助や洗面、清拭など入浴に係る介助を行います
- ・ 食事時に介助が必要なお宅にお手伝いに伺います
- ・ 排泄時の介助やオムツ交換などの介助を行います

『生活援助』

- ・ 洗濯や布団干し、収納やお掃除といったお手伝いをいたします。
- ・ 買い物代行や薬の受取といったことも行います



◎保険外サービス

介護保険を使わずに自費でサービスを利用することも可能です。

- ・ 通院、散歩、理美容院などの外出の同行等
- ・ 窓拭き、庭の草むしり等
- ・ 日常的な家事援助等
- ・ 日中居宅内でのお話し相手、見守り等
- ・ 料金は30分 1,000円となっています



『お問い合わせ先』

社会福祉法人いなほの郷福祉会

訪問介護ステーションスマイルケアいなほ（事業所番号 1570112852）

〒950-0105 新潟市江南区大淵 1177 番地

（電話）025-250-7347 （FAX）025-250-7349

※詳しくは、当事業所のサービス提供責任者（宮尾・田邊）にお尋ね下さい。

訪問介護利用料金表

(訪問介護) ※1回の訪問につき					
	サービス内容	内容	基本単位数	基本利用料(円)	利用者負担額(円) 1割
身体介護中心	身体20分未満	身体01	165	1,684	169
	身体20分以上30分未満	身体1	248	2,532	254
	身体30分以上1時間未満	身体2	394	4,022	403
	身体1時間以上1時間30分未満	身体3	575	5,870	587
	※身体介護を30分増ごとに ※生活援助を25分増ごとに			83 66	847 673
生活援助	生活20分以上45分未満	生活2	181	1,848	185
	生活45分以上70分未満	生活3	223	2,276	228
引き続き行う場合	身体30分未満、生活25分以上45分未満	身体1・生活1	314	3,205	321
	身体30分未満、生活45分以上70分未満	身体1・生活2	380	3,879	388
	身体30分未満、生活70分以上	身体1・生活3	446	4,553	456
	身体60分未満、生活25分以上45分未満	身体2・生活1	460	4,696	470
	身体60分未満、生活45分以上70分未満	身体2・生活2	526	5,370	537
	身体60分未満、生活70分以上	身体2・生活3	592	6,044	605
(加算)					
	加算の種類	内容	基本単位数	基本利用料(円)	利用者負担額(円) 1割
	初回加算		200	2,042	205
	生活機能向上連携加算		100	1,021	103
	緊急時訪問介護加算		100	1,021	103
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)	※各種加算、減算の合計の13.7%(×0.137)少数点以下四捨五入			
※基本利用料：基本単位数に10,21円(地域区分)を乗じて基本利用料を算定しています。					
※利用者負担額：所得が一定以上ある場合は基本利用料の2割または3割の額となります。					

介護予防訪問介護相当サービス利用料金表

※1月につき					
	サービス内容		基本利用料	利用者負担額(円) (1割)	
	介護予防訪問介護相当サービスⅠ(1月の利用が4回を超えた場合)		11,925	1,193	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・8(13.7%)		1,633	164	
	介護予防訪問介護相当サービスⅠ・同一		10,730	1,073	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・9		1,460	146	
	介護予防訪問介護相当サービスⅡ(1月の利用が8回を超えた場合)		23,840	2,384	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・4(13.7%)		3,256	326	
	介護予防訪問介護相当サービスⅡ・同一		21,461	2,147	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・5		2,930	293	
	介護予防訪問介護相当サービスⅢ(要支援2の方で12回を超えた場合)		37,818	3,782	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・1(13.7%)		5,176	518	
	介護予防訪問介護相当サービスⅢ・同一		34,040	3,404	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・2		4,655	466	
※1回につき					
	介護予防訪問介護相当サービスⅣ(1月の利用が4回までの場合)		2,981	299	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・37		408	41	
	介護予防訪問介護相当サービスⅣ・同一		2,685	269	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・39		367	37	
	介護予防訪問介護相当サービスⅤ(1月の利用が8回までの場合)		2,971	298	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・37		408	41	
	介護予防訪問介護相当サービスⅤ・同一		2,675	268	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・39		367	37	
	介護予防訪問介護相当サービスⅥ(1月の利用が12回までの場合)		3,144	315	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・36		428	43	
	介護予防訪問介護相当サービスⅥ・同一		2,828	283	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ・38		387	39	
(加算)					
	加算の種類		基本利用料	利用者負担額(円) (1割)	
	初回加算			200	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)			27	
	生活機能向上連携加算			100	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)			12	
※基本利用料：基本単位数に10,21円(地域区分)を乗じて基本利用料を算定しています。					
※利用者負担額：所得が一定以上ある場合は基本利用料の2割または3割の額となります。					